

index

- 住みよい地域づくり推進フォーラム
- しまね流福祉のまちづくり表彰
- 平成27年度事業計画・資金収支予算の概要
- 生活福祉資金・介護職員初任者研修のご案内
- 社協事業に関する苦情申出窓口のご紹介
- 善意の花 他



久見サロン

平成19年5月よりサロン活動をスタートしました。

「にぎやかで活気あふれる地区作り」をモットーに、料理教室や島内旅行、健康づくりなどを皆で企画し、毎回楽しく参加者の親睦を深めています！

■活動日/毎月第1・3水曜日 ■活動拠点/久見地区集落センター

シリーズ
輝け！隠岐が元々



町内で活躍しているクルーザーやボランティアの皆さんを御紹介しています。その輝く姿が、まごの福祉をなめています。

住みよい地域づくり推進フォーラム

住みよい
地域づくりを
目指して!!



私たちの暮らしは今、新たな暮らしづらさ(孤独死や自殺、高齢者虐待、引きこもり、育児不安、買い物困難等)が表面化しています。

このような中、私たち一人ひとり、そして、地域社会は、何をどうすればよいのでしょうか。

様々な暮らしにくさ(生活課題)に対し、町内では、地域特性や住民性を活かし、特徴的な活動を展開している地域がたくさんあります!

中でも特徴的な活動を展開する3地区からの実践報告を通じて、課題解決を図るための地域力を高めていくことを目的に、去る3月12日(木)、隠岐島文化会館において『住みよい地域づくり推進フォーラム』を開催しました。

実践報告:地域で支える幸せな暮らし!!

▼福浦地区:知恵と資源をつないで地域の活力づくり

「あるもの」に着目し、地域の資源や風土と協調した「地場特産品」づくりの実践を報告!

▼津戸地区:「安心感」と「期待感」を育む地域づくり

「防災・減災」を通じ、地域住民のつながりや支えあいを再構築した実践を報告!

▼西郷中町町内会連合会:声かけて笑顔でつなぐ我がまちを

失われつつある地域住民の“縁”を「声掛け訪問活動」により結び直す実践を報告!

◎『地域づくり 3箇条』

- ◆ **第一条** 地域づくりに「失敗」はない
- ◆ **第二条** 地域づくりに「答え」はない
- ◆ **第三条** 地域づくりに「不可能」はない

総括講演:隠岐の島町の未来のために

島根大学 教育学部 作野広和 教授

3地区の発表を踏まえ、地域として何を見つめ、どう向き合い、いかに行動していくのか、また、地域として、これからどのように進んでいくべきなのか、その指針もお示しいただきました。



福浦げんき会(福浦区) / 勝部靖男 氏



津戸区共栄社 / 古川公平 氏・山根豊伸 氏



西郷中町町内会連合会 / 大田耕士 氏



住みよい地域づくりを目指して、今地域にできること - 隠岐の島町の未来のために -
島根大学 教育学部 作野広和 教授



しまね流

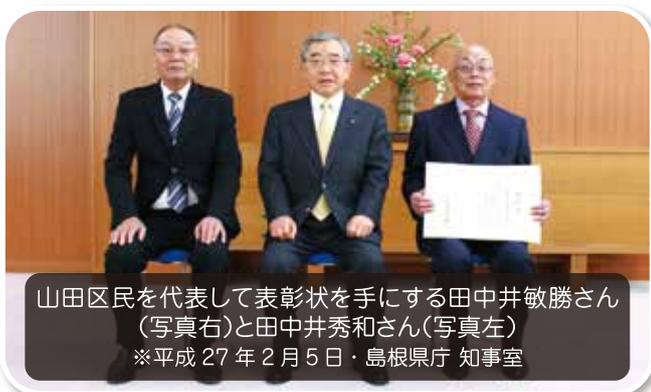
福祉のまちづくり知事表彰受彰

～山田地区自治会～

島根県では、平成 25 年度より地域支え愛活動（見守り・声かけ・生活支援等）を行う団体の中で、模範となる特に優れた活動を行っている団体の功績をたたえるため、「しまね流福祉のまちづくり活動団体島根県知事表彰」を制定されました。このたび、山田地区自治会が、平成 26 年度表彰団体に選ばれました。



乳児から高校生、75歳以上の方への『誕生日一輪花プレゼント(毎月)』



山田区民を代表して表彰状を手にする田中井敏勝さん(写真右)と田中井秀和さん(写真左)
※平成 27 年 2 月 5 日・島根県庁 知事室

◆ 活動概要

地区内の様々な地域組織が、相互に連携しながら軽スポーツ大会や海水浴、夏祭り、サロン活動などにより、世代間のふれあいの場を創出しています。

また、集落調査やマップ作成、救急医療情報キットの配布などを通じて、災害への備えも地域として取り組んでいます。

あいサポート運動

メッセンジャー養成研修 が開催されました!!



あいサポート運動とは、多様な障がいの特性、必要な配慮、障がいの有無に関わらず、ちょっとした手助けを実践することにより、暮らしやすい地域社会を皆さんと一緒に作っていく運動です。

その一環として、県社会福祉協議会の主催で 1 月 28 日にメッセンジャー養成研修が開催され、約 30 名の方が受講し、障がいについての知識を深めました。

受講された皆さんには、普段の生活の中で、また研修での講師をしていただく等、あいサポート運動の輪を広げる担い手となっていただきます。



▲ 講師を務めて頂いたメッセンジャーの早川秀敏さん

あいたお時間に福祉のおしごとしませんか?

日常生活自立支援事業の生活支援員として、週に 1 回程度、数時間勤務していただける方を募集しています。

賃 金	800 円 / 1 時間 + 交通費
-----	--------------------

- 説明** ご希望に応じてお仕事の内容などについて説明し、関心のある方は研修となります。
- 研修** 1 時間程度の研修を受けていただきます。(研修後、登録の希望を伺います。)
- 登録** 支援員として登録させていただきます。
- 活動** 社会福祉協議会の職員として活動が始まります。

興味のある方は是非お問合せください。

問い合わせ先 / ☎ 2-6377 (担当: 松林・藤山)

平成27年度 事業計画の概要

福祉サービスの把握や地域活動支援、関係機関等との連携強化になお一層努めるとともに、新たな生活支援サービス事業や町委託事業に取り組み、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

一般事業

I. 住みよい地域づくり

隠岐の島をさらに住みよいまちにしていくために、住民の皆さんと一緒に地域課題の解決に向けた取り組みを実践します。

地域福祉活動の推進

- 地域福祉推進事業（住みよい地域づくり推進プロジェクト事業）
自治会区や、関係機関と連携して住民の皆さんが取り組む福祉活動の支援を行います。また、活動をはじめのきっかけづくりや福祉講演会・座談会等の開催、各種機関との調整等も行います。
- 救急医療情報キット整備事業
救急医療情報キットの配布を通じて在宅生活の安心づくりと、地域における見守り・支えあい活動を促進します。
- 福祉教育推進事業
福祉体験プログラムの提供や講師の派遣等を行います。



地域福祉サポーター研修
津戸区共栄社

ボランティア活動の推進

- ボランティア活動推進事業
・ボランティアに関する情報を集積・活用し、ボランティアの養成及び活動支援を実施します。
・災害時ボランティアセンターの体制整備や自主防災組織の設立、スキルアップ支援を行います。
・生活支援ボランティアの組織化・派遣調整等を行います。 **新規**
- あいサポート運動推進事業
「あいサポーター」の養成を通じ、障がい理解の促進を図ります。

II. 暮らしの安心づくり

福祉サービスや介護保険等の制度利用の橋渡し役としての機能を充実させます。また、様々な情報を分かりやすく住民の皆さんにお届けするよう努めます。

総合相談・情報提供体制の充実

- 自立相談支援事業 **新規**
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を町から受託し、包括的かつ継続的な支援を実施します。
- 総合相談事業
日常生活上全般の相談に応じ、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行います。
- 生活福祉資金貸付事業
自立に向けて必要な資金の貸付と共に民生委員との連携による相談・支援を行います。
- 緊急資金貸付事業 **新規**
緊急的に必要となる資金の貸し付けを行います。
- 広報誌の発行
・広報「社協通信」の発行(年6回)・「社協通信(特別号)」を発行(年6回)します。
- ホームページの管理・運営
ホームページを運営し、様々な福祉情報・各種様式等の提供や相談受付を行います。

権利擁護の推進

- 日常生活自立支援事業
日常の生活に不安のある方を対象とし、日常の金銭管理のお手伝い、福祉サービスの利用援助、重要書類等の預かりサービス等を行います。
- 法人後見事業 **新規**
意思決定が困難な方の権利を擁護するため、本会が後見(補佐・補助)人となり、必要となる財産管理や身上監護等を行います。
- 入居債務保証支援事業 **新規**
保証人の確保が困難な方に対して債務保証を行い、住宅確保を支援します。



Ⅲ. 支えあいの基盤づくり

様々な取り組みをより強力に、また安定的に推進していくために、様々な機関と連携しながら地域福祉の基盤を強化します。

地域福祉推進体制の充実

- 民生児童委員連絡会議の開催
民生児童委員との共通認識を深め連携を強化するために連絡会を開催します。
- 隠岐後見ネットワーク事務局業務 **新規**
利用促進や利用者及び後見人等の支援体制づくりを推進します。
- 「暮らしの豆知識」配布事業 **新規**
民生委員等に消費生活情報をまとめた冊子を提供し、消費者トラブルの予防・解決に役立てていただきます。
- ふれあい・いきいきサロン事業（住みよい地域づくり推進プロジェクト事業）
地域で実施されるサロン活動に対して活動メニューの提供、設立支援等を行います。
- しまねいきいきファンド助成事業
中高年者の行う健康・生きがいづくりや地域活動に対する助成事業の申請窓口業務と共に相談・支援を行います。
- 福祉人材育成事業
 - ・福祉施設に従事する職員等を対象とした研修会を開催します。 **新規**
 - ・介護職員初任者研修の開催支援と受講生への助成を行います。
- 隠岐の島町老人クラブ連合会事務局業務
- 関係機関との連携強化



ふれあい・いきいきサロン活動
久見サロン

社会福祉協議会の機能強化

- 事業評価
地域福祉関連事業の効果的推進や事務事業の効率化を図るため全事業の評価を行います。

特別事業

島根県共同募金会隠岐の島町共同募金委員会業務

- 共同募金委員会業務
 - ・委員会運営（運営委員会、監査会、審査委員会）
 - ・募金受付事務
- 共同募金活動、広報・啓発活動を行い、共同募金への理解と参加を促進します。
 - ・募金ボランティア（社協委員）説明会の開催
 - ・赤い羽根だよりの発行等の広報活動や協力店の募集
 - ・各種募金活動／戸別、職域、学校、法人、その他
- 共同募金改革の計画的推進
 - ・第 2 次隠岐の島町共同募金推進計画の策定（平成 28～30 年度） **新規**
 - ・運営の透明性確保や住民参加を促進し、改革を計画的に推進します。
- 住みよい地域づくり推進プロジェクト事業の実施（助成事業の実施）
 - ・安心づくり助成
 - ・ふれあいサロン助成
 - ・交流づくり助成
 - ・おきっこ健全育成助成
 - ・福祉教育助成



いきいき祭での募金活動

日本赤十字社隠岐の島町分区業務

日本赤十字社島根県支部隠岐の島町分区業務

- 社員・社資募集
- 災害見舞金等の贈与
- 広報活動
- 各種講習会への対応
- 災害対応備品の管理
- 義援金・救援金の受付

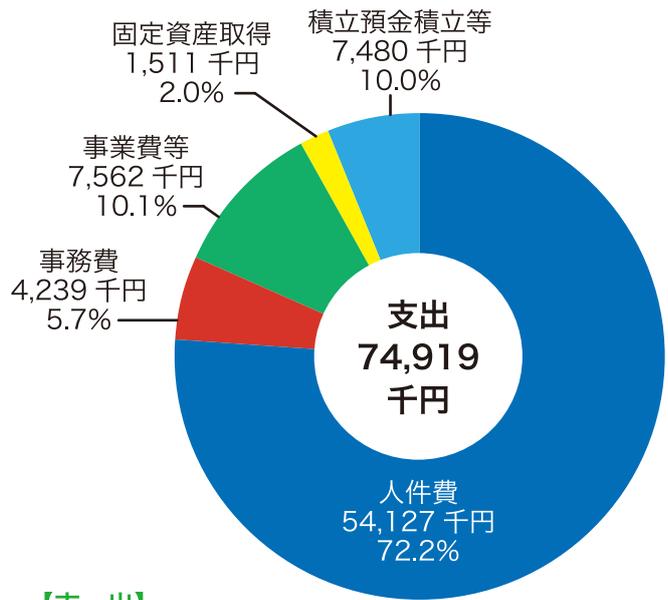
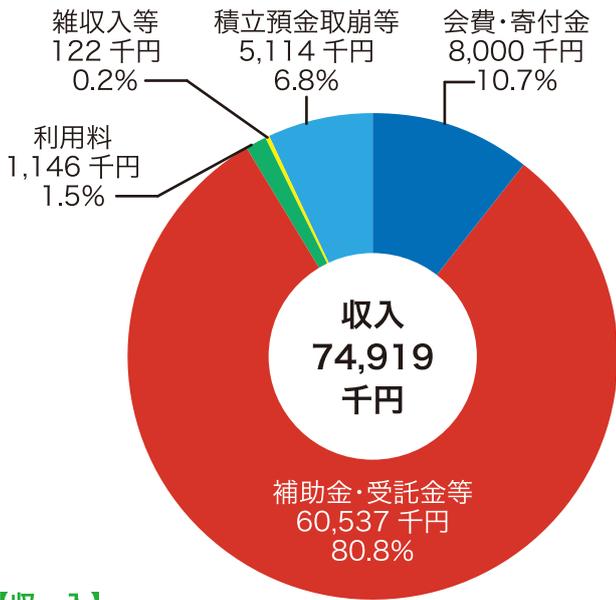
指定管理施設

隠岐の島町社会福祉センター（原田 396 番地） 指定期間／平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）



平成 27 年度 資金収支予算の概要

(自)平成27年4月1日～(至)平成28年3月31日



【収入】

会費・寄付金	社協会費、香典返し、見舞返し、一般寄付金
補助金・受託金等	隠岐の島町からの社協運営補助金・受託金事業 島根県社協からの補助金・受託金事業 赤い羽根共同募金助成金
利用料	サービス利用者からの利用料
雑収入等	雑収入、預貯金受取利息
積立預金取崩等	積立預金の取り崩し、繰越金

【支出】

人件費	役員報酬、職員の人件費
事務費	事務に係る経費(例:通信費、事務用品費等)
事業費等	事業に直接係る経費(例:車両維持費等) 助成金、負担金、貸付金
固定資産取得	車両や備品の購入費等
積立預金積立等	積立預金・退職手当積立のための支出、予備費

社協会費・寄付金の使途について

皆様からいただいた社協会費は、社協が取り組む地域福祉事業全般の重要な財源として活用されます。

また、寄付金は、一旦、基金に積み立てられた上で、早急な対応を要する福祉課題解決にむけた事業等に活用されます。平成27年度に寄付金を活用して実施される事業は以下のとおりです。

① 住みよい地域づくり推進プロジェクト事業

- ・ ふれあい・いきいきサロン活動、交流づくり活動助成
- ・ 消費者トラブル等予防のための「くらしの豆知識」の配布と啓発活動

② 広報広聴事業

- ・ 広報誌「社協通信」の発行

(本誌4～5ページ「平成27年度事業計画の概要」参照)

③ 介護職員初任者研修事業

④ 緊急資金貸付事業

⑤ 救急医療情報キット整備事業

⑥ 福祉職員研修事業

平成 26 年度

赤い羽根共同募金運動 最終報告

共同募金運動の実績については、2月発行の社協通信第41号にてお知らせいたしましたが、その後新たに募金をいただき、最終結果は右記のとおりとなりましたので、ご報告いたします。

皆様のご協力に心より感謝申し上げます。



種 別	募金額 (円)
戸別募金	4,857,895
学校募金	55,413
イベント募金	36,201
法人募金	70,000
職域募金	147,737
その他の募金	329,960
合 計	5,497,206

暮らしを支える福祉資金

低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の生活を経済的に支える「生活福祉資金貸付事業」。資金の貸し付けと必要な相談援助を行うことで、安定した生活が送れるように支援することを目的としています。

対象者 (低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯)

○ 問い合わせは、生活支援係・松林まで。(お気軽にどうぞ)

低所得世帯

必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)

障がい者世帯

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯

低所得世帯

日常生活上療護または介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯

資金の種類	貸付条件			
	貸付限度額	連帯保証人 貸付利率	償還(返済) 期間	
生業を営むために必要な経費	460万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし 年 1.5%	20年以内	
技能習得に必要な経費及びその期間中の生業を維持するために必要な経費	技能を習得する期間に応じる。2年程度の場合400万円		8年以内	
住宅の増改築、拡張、補修、保全等に係る必要な経費	250万円		7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年以内	
障がい者の自動車購入に必要な経費	250万円		5年以内	
負傷または疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間1年以内の場合170万円			
介護サービスや障がい者サービス等を受けるために必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	サービスを受ける期間が1年以内の場合170万円			
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円			7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年以内
住居の移転等、排水設備等に必要な経費				
就職、技能習得の支度に必要な経費				
その他、日常生活上一時的に必要な経費				

※ 他の公的資金貸付制度等の貸し付けを受けることが可能な場合は多制度の利用が優先されます。

資格取得講座 受講生募集!!

介護職員初任者研修

介護の仕事をするために必要不可欠な知識と技術を有していることを都道府県が認定する資格です。

受講期間	平成 27 年 7 月 21 日 (火) ~ 8 月 24 日 (月) の平日 23 日間 ※ 8 月 13 日・14 日はお休みです。
定員	15 名 (ただし、最低実施人数に満たない場合は中止になる場合があります。)
主会場	隠岐の島町社会福祉センター (原田 396 番地)
受講対象者	介護職を希望している方及び介護職現任者で資格を取りたい健康な方。 (年齢は問いません)
受講料	① 一般及び介護職現任者 / 89,500 円 (税込、テキスト代込み) ② 学生 (高校生・専門学校生・大学生) / 76,000 円 (税込、テキスト代込み) ※ 隠岐の島町在住で修了された方は隠岐の島町社会福祉協議会の助成制度 (3 万円) が利用できます。
募集期間	平成 27 年 5 月 7 日 (木) から 6 月 30 日 (火) まで

申込み、問合せ先

〒699-0624 出雲市斐川町上直江 2139-135
有限会社 ホームケアー島根
TEL 0853-31-7878 (研修担当/伊藤)

※本研修と並行して、求職者を対象とした公共職業訓練も開催されます。詳しくはお問い合わせください。



善意の花



ありがとうございます。

皆様のご厚意は隠岐の島町の社会福祉事業に有効に活用させていただきます。

平成 27 年 1 月 23 日～3 月 22 日 (受付順・敬称略)

※ 隠岐の島町社会福祉協議会ではご寄付いただいた方の意思を尊重し、氏名等を掲載しています。なお、金額は掲載しませんのでご了承ください。

隠岐法人会 親睦チャリティーゴルフコンペ	一般寄付	栄町	加茂	西町	南方	中町	犬来	西町	今津	西町	池田	港町	港町	栄町	都万	今津	住所
		角脇一夫	木村静枝	清水美恵子	梶谷百合香	渡邊正明	大田英世	松崎一茂	笠木元基	村田義子	野坂靖史	長谷川典子	堀敏実	斎藤肇	高宮幹雄	齋藤毅一	寄付者氏名
		タカ	恒	則好	聡	子波	ヨシカ	ツヤ子	輝房	弘忠	明	芳田君代	稔	キヨ	智嘉子	健次	故人名

社会福祉センター研修室をご利用下さい



隠岐の島町社会福祉センターの「多目的研修室」と、「多機能集会室」が会議等で利用出来ます。詳しくは、お問い合わせ下さい。

- 利用時間 ■ 8時30分～17時
- 利用料金 ■ 1時間 250円 (1室)
- 休館日 ■ 土・日・祝祭日、12月29日～1月3日

更生保護女性会からの募金のお礼

愛の図書寄贈運動

募金総額 **472,704 円**

昨年7月1日から全国各地で「第64回社会を明るくする運動」が開催され、本会もこれに合わせて「愛の図書寄贈運動」を行ったところ、多くの方々からご協力をいただきました。

いただいた募金は島根県更生保護女性連盟へ送られ更生保護施設の図書購入費等に充てられた他、町内の小中学校・保育所、福祉関係機関等への寄付や本会の活動・研修費として活用させていただきました。

ここにそのご報告に併せ、皆様からのご厚情に心から御礼申し上げます。

社協事業に関する苦情申出窓口

事業を利用する皆様からのご意見や苦情をいつでも承り、適切な解決と必要に応じた改善、本会職員の資質の向上につなげるため、苦情受付担当者、苦情解決責任者、また公正な立場で苦情解決に関わる第三者委員を設置しています。

本会事業を利用してお気づきの点等がございましたら、右記までお寄せください。

- 受付日時 / 月～金曜日(土日祝祭日除) 8:30～17:00
- 受付方法 / 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

■ 苦情受付担当者 電話 2-0685

わだ しん やまにし よしみ こばやし かのり
総務係 和田 伸・山西 吉美・小林 孝則

■ 苦情解決責任者 事務局長 村上 勝

むらかみ まさる

■ 第三者委員へ苦情をお申し出いただくこともできます。

< 第三者委員 >

- いけ だ ゆき お
・ 池田 幸雄 (那久) 電話 6-3005
- ま の て る ひ さ
・ 眞野 輝久 (上西) 電話 2-3768